

生徒手帳



学校法人京都外国語大学
京都外大西高等学校

目次

| | |
|-----------------------|----|
| 建学の精神..... | 2 |
| 校訓..... | 3 |
| 本校の教育目的..... | 3 |
| 校歌..... | 3 |
| 京都外大西高等学校学則抜粋 | 5 |
| 生徒心得 | 9 |
| 生活全般について..... | 9 |
| 礼儀・交友について..... | 9 |
| 学習・考査について..... | 9 |
| 交通について | 10 |
| 服装・容姿について..... | 10 |
| 表彰と懲戒..... | 10 |
| 単位の認定と進級・卒業 | 11 |
| その他 | 12 |
| 服装・整容の規定 | 12 |
| 図書館利用の心得 | 13 |
| 異常気象時等の登校について..... | 13 |
| 交通機関のストライキに伴う措置 | 13 |
| 証明書の交付..... | 14 |
| 通学定期券の購入方法..... | 14 |
| 学生運賃割引証(学割証) | 14 |
| 制服等各種物品の追加購入..... | 14 |
| 学校への各種届出 | 15 |
| 京都外大西高等学校生徒会規約..... | 17 |
| 生徒コンピュータ利用の心得 | 22 |
| クラブ活動心得 | 22 |

建学の精神

不撓不屈

本学園創立者の出身地、会津若松の藩鬻(はんこう)「日新館(にっしんかん)」の教育において、「不撓不屈」の精神をもって断固として困難に立ち向かう「ならぬことはならぬ」の教えが貫かれていたことに由来します。すなわち、「なし得ること、なさねばならぬことはたとえどのような困難をともしなう場合であっても、不撓不屈の精神をもって断固として貫徹せよ」という教えです。

「人間として生きる限り困難は常にともしなうもの、艱難辛苦(かんなんしんく)何するものぞ。困難に遭遇したとき、あわてず、騒がず、不撓不屈の精神でこれを乗り越えれば、乗り越えるたびに人は人として成長する。」

本校での様々な活動を通じ、複雑な現代社会をこの「不撓不屈」の精神で「強く、正しく、明るく」生き抜く人になってほしい。それが本校の願いです。

「不撓不屈」の精神によって培われたたくましさ。すべての礎となる基礎・基本を徹底的に養っていく持続力。あらゆる問題に挑み、優れた発想と柔軟な思考で解決する能力。この3つの力が一つに結ぶとき、「未来を拓く力」になります。

卓越した外国語によるコミュニケーション能力を持ち、社会人として認められるマナーを備え、責任を自覚すること。また、国際的な知識を養い、グローバルな視野を広め、国際文化も含め、IT・芸術・スポーツなどによる表現力を身につけたとき、それが「世界に向けて自分を表現できる力」として大きな実りをもたらすのです。

校訓

強 く
正 し く
明 る く

本校は「不撓不屈」の建学精神のもと、「強く、正しく、明るく」を校訓に、京都外国語大学の併設校として、京都外国語専門学校とともに世界に羽ばたく国際感覚豊かな人材の育成に努めています。

明るく伸び伸びした校風の中で「自分にしかできないもの」を求めて個性に磨きをかけてほしいと指導を行っています。

本校の教育目的

本校は学校教育法に則り、中学校における教育の基礎の上に高等普通教育を施し、学問を愛好し、道義を重んじ、「未来を拓く力」と「世界に向けて自分を表現できる力」を養い、不撓不屈の精神に満ちた有能な人材を育成して国家社会の進歩発展に貢献することを目的とする。

校歌

作詞 小牧健夫
作曲 松平頼則

(前奏)

1. か も が わ の ふ ー ち せ か わ れ ど、と わ な れ ー
 や、 ど ー ぎ の ち ー か ら し ん り の ひ か り、
 わ れ ら た だ し ー く よ に い き ー て、
 ま な び の ー み ー ち ー に い そ ー し ま ん、

校 歌

一 鴨川からせの

淵瀬ふちせ変われど永久とわなれや
 道義みちぎの力真理まことの光
 われらただしく世よに生きて
 学まなびの道みちにいそしまん

二 異国こくごの

言葉ことばの林分りんぶん入りて
 世界せかいにまじわる道みちを拓ひらき
 われら四海よっかいの同胞どうぱうと
 平和へいわの礎いしづえともに築つくかん

三 ころざし

愛宕あたごの峰みねの高たかくおき
 思おもいは嵯峨野さあやまの月つきと清きよく
 われらの行く手てけわしくも
 路みちひとすじに踏ふみて迷まよわじ

四 西山にしやまに

日ひはかげろえど旦あしたまた
 比叡ひえの嶺ね染あさけむる朝明あさけの光ひかり
 われら希望のぞみを失うわず
 かがやく勝利しょうりいざかちとらん

京都外大西高等学校学則抜粋

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本校は、京都外大西高等学校という。

(位 置)

第 2 条 本校は、京都府京都市右京区山ノ内苗町 37 番地に置く。

(目 的)

第 3 条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、高等普通教育を行うことを目的とする。

第2章 課程, 収容定員

(課 程)

第 4 条 省 略

第3章 修業・在籍年限, 学年, 学期及び休業日等

(修業年限)

第 5 条 修業年限は、3年とする。

2 本校の在籍年限は、同一学年を2年までとし、最長6年とする。ただし、病気及び怪我による休学期間はこれを算入しない。

(学 年)

第 6 条 学年は、4月1日に始まり翌年3月 31 日に終わる。

(学 期)

第 7 条 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月 1日から 8月24日まで

第2学期 8月25日から12月31日まで

第3学期 1月 1日から 3月31日まで

(休業日)

第 8 条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める日

(3) 学園創立記念日 5月 18 日

(4) 夏季休業 7月中旬から 8月下旬まで

冬季休業12月中旬から 1月上旬まで

春季休業 3月中旬から 4月上旬まで

(5) 前各号に定めるもののほか、校長が教育上特に必要と認めた日

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は臨時に授業を行わないことがある。

第4章 教育課程, 教育日時数

(教育課程)

第 9 条 省 略

(教育日時数)

第 10 条 教育日時数は、毎学年 35 週以上とする。

第5章 入学, 退学, 転学, 転籍及び休学等

(入学資格)

第11条 本校に入学することができる者は, 次の各号に掲げる者とする。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 前号に準ずる学校を卒業した者
- (3) 外国において, 学校教育における9年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本校において, 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(転編入学)

第12条 本校に転編入学を許可される者は, 以下のとおりとする。

- 1 第1学年の途中又は第2学年以上に転入学することができる者は, 前条に規定する資格を有し, かつ, 校長が別に定めた要件を満たしていると認められる者とする。
- 2 第1学年の途中又は第2学年以上に編入学することができる者は, 相当年齢に達し, 当該学年に在学する者と同程度の学力があると認められる者とする。
- 3 入学時期は各学期始めとする。但し, 第3学年については学年の始めとする。

(入学許可)

第13条 省略

(出願手続)

第14条 省略

(入学手続)

第15条 省略

(転学)

第16条 本校から他の学校へ転学しようとするときは, 所定の書類にその事由を明らかにし, 保護者等と連署の上, 許可を得なければならない。

(退学)

第17条 疾病その他やむを得ない事情により退学しようとするときは, 所定の書類にその事由を明らかにし, 保護者等と連署の上, 許可を得なければならない。

(再入学)

第18条 転学や退学した者及び除籍された者が, 保護者等と連署の上, 再入学を願い出たときは, 校長は特に必要と認めた場合に限り, これを許可することがある。

(休学)

第19条 疾病その他やむを得ない事情により, 1ヶ月以上出席することができない者は, 所定の書類に保護者等と連署の上, その事実を証明する書類を添えて許可を得なければならない。

(復学)

第20条 休学期間中に前条に規定する理由が消滅し復学を希望する者は, 所定の書類に保護者と連署の上, 許可を得なければならない。

第6章 学習評価及び卒業等

(学習評価)

第21条 教科及び科目の学習評価は, 学習の成果を総合して行うものとする。

2 前項の学習の成果がその教科及び科目の目標からみて満足できると評価された場合には、校長は当該教科及び科目の所定の単位を修得したことを認定する。

第 22 条 各学年の課程の修了は、生徒の出席状況及び平素の成績を評価しこれを認定する。

(卒業認定)

第 23 条 校長は、生徒が、本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。この場合において、教科及び科目の単位数は 74 単位以上とする。

(原級留置)

第 24 条 生徒が長期休学その他の事由により、所定の単位を修得せず、進級させることが適当でないと認められるときは、

原学年に留め置くことができる。

第 7 章 保証人

(保証人)

第 25 条 保証人は、親族等で独立の生計を営む者とする。

2 保証人は、保護者と同様に生徒の生活と教育に関する一切の責任を負うものとし、常に学校教育活動に協力しなければならない。

(保証人の異動)

第 26 条 保証人が転居又は氏名変更したとき、その他一身上に変動があった場合には、すみやかに届け出なければならない。

2 前項の異動が死亡、失そう又は後見開始の審判若しくは破産手続開始の決定等に係るものであるときは、あらかじめ保証人を定めなければならない。

第 8 章 教職員

(教職員)

第 27 条 省略

第 9 章 学費及び入学考査料

(学費及び入学考査料)

第 28 条 省略

(納入及び納入の特例)

第 29 条 生徒は、学費を出席の有無にかかわらず、所定の期日までに納入しなければならない。

2 生徒が休学又は留学したときは、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から学費の全部又は一部を免除することがある。

3 特別な事情のある場合には、別に定めるところにより、学費の全部又は一部を免除することがある。

(滞納)

第 30 条 正当な理由がなく、かつ所定の手続きを行わずに学費を1ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。

(納付金の不還付)

第 31 条 一度納入した納付金は、特別な事情がない限り返還しない。但し、特別な事情がある場合は、その全部又は一部を返還することがある。

第 10 章 賞 罰

(褒賞)

第 32 条 生徒が、その成績、性行ともに優れ、他の生徒の模範となるときは、これを褒賞することがある。

(懲 戒)

第 33 条 生徒が、この学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分に反する行為があったときは、懲戒処分または退学処分を行うことがある。

2 前項の懲戒は、訓戒、謹慎、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する場合に限って行うものとする。

- (1) 性行不良で、改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で、成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく、出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第 11 章 補 則

(委 任)

第 34 条 省 略

附 則

省 略

生徒心得

建学の精神と校訓に則り、自主自立の心を持ち、明朗で国際感覚豊かな人間に成長するよう心がける。

生活全般について

- 1 常に本校生徒としての誇りと責任を自覚し行動する。
- 2 自律的態度と礼儀を重んじ、他人に迷惑をかけないようにする。
- 3 常に自己の健康と安全に留意し、体力の向上に努める。
- 4 やむを得ず欠席・遅刻をする場合、さくら連絡網の場合は午前8時40分までに、電話の場合は午前8時から午前8時30分までに学校に連絡する。
- 5 体調が悪い場合は、担任または教科担当者に申し出た上で保健室へ行き指示を仰ぐ。
- 6 体調不良や怪我をした場合、医師の受診、早退、静養について保健室の判断に従う。
- 7 登校してから下校するまでの間は、許可無く校外へ出てはならない。
- 8 校内では安全で静かな環境を保つために、自転車は押して歩く。
- 9 快適な学校生活を送るために、進んで校内の美化と環境整備に努める。ゴミは正しく分別する。
- 10 登下校の際は生徒証を必ず携帯する。
- 11 自分の持ち物には名前を書いて自己管理を徹底する。
- 12 不必要な金銭やブランド品等は学校へ持って来ない。
- 13 授業中は携帯電話の電源を切り、鞆に入れること。携帯電話の使用に当たっては、時と場所をわきまえ、不適切な取り扱いをしない。特にSNS上での誹謗、中傷はしない。
- 14 懲戒処分の対象となる喫煙・飲酒等は絶対に行わない。
- 15 自動車やバイクの教習受講、免許取得及び運転は禁止とする。
- 16 アルバイトは原則として禁止とする。ただし、特別な事情がある場合は担任に相談する。
- 17 痴漢や事故等、危険な目に遭った場合はすぐに警察(110番)に通報し、助けを求め学校にも報告する。
- 18 生徒の校内外における集会、印刷物の配布、掲示物等については校長の許可を受ける。
- 19 器物を破損した場合は、すぐに教員に報告する。
- 20 校内の安心・安全を脅かすような事を見かけた場合は、すぐに教員に知らせる。

礼儀・交友について

- 1 互いに人格を尊重して、親しく和やかに交わり、協調心を大切にする。
- 2 一般来客者を含めて校内で出会う人にはすすんで挨拶をする。
- 3 目上の人に対しては礼節ある態度と言葉遣いに心がける。
- 4 男女の交際においては、高校生としての節度を保つこと。

学習・考査について

- 1 始業の合図の前に着席し、授業の準備をして待機する。
- 2 学習に対しては積極性と厳しさをもって臨み、学力の向上に努める。
- 3 教室では互いに向学心をもって切磋琢磨できる雰囲気大切にす。
(「遅刻をしない」「忘れ物をしない」「居眠りをしない」「課題を期限内に提出する」等)
- 4 授業に関係のないものを机の上に置かない。

- 5 保健室での応急処置や静養を除いて、授業の中抜け(欠課)はしない。
- 6 担当教員の指示に従って予習・復習・宿題等の自宅学習を欠かさず行う。
- 7 学習内容の疑問点は、休憩時間や放課後を利用し、担当教員に積極的に質問する。
- 8 考査一週間前からの試験週間では、各科目の復習に一層励む。
- 9 考査は厳正な姿勢で受験し、学力向上の指標とする。
- 10 考査一週間前からの試験週間は教員室に出入りしない。
- 11 長期休暇中の特別講習を積極的に受講し、学力の向上に努める。

交通について

- 1 交通法規を遵守する。とくに公共交通機関を利用する場合は公共マナーを守る。
- 2 自転車を通学に使用する生徒は、自転車保険(賠償保険付きのもの)に加入していなければならない。自転車登録の際に、保険の加入の有無を確認し、未加入の生徒に関しては自転車通学を認めない。
- 3 自転車を通学に使用する生徒は必ず所定の登録をしてステッカーを貼り、所定の駐輪場に置く。

服装・容姿について

制服を着用する時は、「服装・整容の規定」を守り、清潔端正な容姿を心がける。

表彰と懲戒

- 1 皆勤や善行、優秀な実績に対しては、これを表彰する。
- 2 問題行動があった場合、処分規定に従って指導・処分を行う。問題行動とは、触法行為、校則違反、考査中の不正行為、学校の秩序や名誉を毀損する行為(教員に対する暴言、迷惑行為も含む)を指す。
- 3 その他、学校の秩序を乱す行状があった場合、学校活動への参加を認めないことがある。

単位の認定と進級・卒業

1 定期考査

- (1) 第1・2学期は各2回(中間考査・期末考査), 第3学期は1回(学年末考査または卒業考査), 計5回実施する。
- (2) 実技科目, 自由選択科目等, 科目によっては各学期に1回だけ考査を行う。また, 考査期間中以外の授業時に試験を行うことがある。
- (3) 定期考査を受験しなかった場合及び不正行為を行った場合は, その考査得点は0点とする。ただし以下の場合は見込み点を与える。
 - 公欠
 - 忌引き(P.16 参照)
 - 特別欠席(学校感染症, 天変地異等による)
 - 病欠欠席(医師の診断書がある場合に限る)
- (4) 遅刻の場合は, 教員室で「入室許可」を受け受験する。ただし, 20分を超える遅刻の場合は受験を認めない。

2 成績評価

- (1) 成績評価は5段階で行う。
- (2) 評価が「1」の場合は不認定とする。

3 単位の認定

次の①②の両方を満たす場合に, 科目の単位は「認定」される。

- ① 欠課時数が学校の定める基準を超えないこと。(単位数×5)
- ② 学年末の成績評価が「2」以上であること。

4 進級・卒業の判定

- (1) 次の①②の両方を満たす場合に進級・卒業が認められる。
 - ① 当該学年の換算欠席日数が, 年間出席すべき日数の5分の1以内であること。
 - ② 当該学年までの必修単位をすべて修得していること。
*換算欠席日数とは, 遅刻度数と早退度数の累計3回を欠席1日として換算し欠席日数に加算したものである。
- (2) 単位の不認定科目がある場合
 - ① 不認定科目数が当該学年の必修科目数の2分の1を超える場合は原級留置となる。
 - ② 不認定科目数が当該学年の必修科目数の2分の1以内の場合は, 成績による不認定科目について再考査を受験する機会が与えられる。ただし, 「総合的な探究の時間」及び欠課時数超過だけの理由で不認定となった科目は除く。
- (3) 再考査の結果
 - ① 不認定科目すべてが認定された場合は, 進級・卒業が認められる。
 - ② 不認定科目の合計が4科目以上または13単位以上の場合は, 原級留置となる。
 - ③ 不認定科目の合計が3科目以内かつ12単位以内の場合は, 仮進級または卒業延期となる。仮進級の場合, 成績による不認定科目については次年度の2学期と3学期の初めに追認考査を受験する機会が, 欠課時数超過による不認定科目については次年度の2学期の初めに補充課題を提出する機会が与えられる。なおも不認定となった場合は, 次年度の進級(卒業)判定の際, 不認定科目数に累積される。

④ 再考査, 追認考査の結果, 認定と判定された場合, 得点の如何に関わらず成績は「2」とする。

その他

1 生徒の健康管理について

- (1) 学校が実施する定期健康診断で「異常」の診断があった生徒については, 随時結果を通知する。家庭において症状を確認の上, 精密検査や治療を受け, 事後保健室へ報告すること。
- (2) 心の健康管理については, スクールカウンセラーと連携して相談活動を実施する。スクールカウンセラーの相談日は基本的に週3回, 保護者の相談も受け付けている。担任, 教育相談課, 保健室が窓口になっている。

2 独立行政法人日本スポーツ振興センターについて

- (1) 学校管理下における事故災害の医療費等は同センターの支給対象となる。
- (2) 登下校時, 授業中, 学校行事, 部活動等で発生した事故災害は, 担任や顧問を通じて保健室へ速やかに報告すること。

服装・整容の規定

1 学校制定の服装

| | | |
|----|----|---|
| 冬期 | 男子 | 紺色スーツ,ネクタイ,カッターシャツ |
| | 女子 | 黒色ブレザー,リボン,スカート,スラックス,ブラウス,ネクタイ,ハイソックス,ショートソックス |
| 夏期 | 男子 | スラックス,カッターシャツ |
| | 女子 | スカート,ブラウス,ハイソックス,ショートソックス |

- 2 上着の左襟に校章バッジは, 標準装着。
- 3 登下校時は黒革靴を使用する。(ブーツは禁止する)またヒールの高さは 3. 5cm 以内とする。
- 4 制服は常に清潔端正に着用し, 丈や大きさを勝手に加工しない。(スカート丈は膝の中心を基準とする)
- 5 カッターシャツやブラウスの下に濃い色の下着をつけない。
- 6 ネクタイ・リボンを着用する時は, カッターシャツ・ブラウスの第1ボタンを留めて着用する。
- 7 ベスト・セーターを着用する場合は, 学校制定のものを着用する。
- 8 コートは, 黒, 紺, 茶, グレーの無地で華美でないものを着用する。
- 9 トレーナー, パーカー, ジャンパー等の着用は禁止する。ただし, クラブで指定されたジャンパー等は認める。
- 10 マフラー, タイツ, 髪留め等は華美でないものを着用する。
- 11 ベルトは黒, 紺, 茶の無地革で華美でないものを使用する。
- 12 男子の靴下は華美でないものを履く。
- 13 スカート着用時の女子のソックスは学校制定のものに限る。スラックス着用時は華美でないものを履く。
- 14 体育の授業時には, 指定のトレーニングウェアとスポーツシューズ及び体育館シューズを使用する。
- 15 髪は清潔端正にし, 派手な髪型やパーマネント, 染色, 脱色等の加工は禁止する。
- 16 化粧・装身具については一切認めない。
- 17 男子の極端な長髪は禁止する。(前髪は目を覆い隠さないこと)
- 18 過度の整髪料の使用, 奇異な髪型は禁止する。
- 19 髭やもみ上げはきれいに剃る。
- 20 冬服の着用期間は, 10月1日～5月31日とし, 夏服の着用期間は, 6月1日～9月 30 日とする。なお, 気候の変化により着用期間を変更する場合がある。(移行期間)
- 21 やむを得ず服装規定に沿わない事情が生じた場合は, 担任に相談し, 異装許可を受ける。
- 22 その他, 個別の具体的事象に関しては, 学校の指導に従うこと。

図書館利用の心得

- 1 本校の定める図書館規則を守り利用する。
- 2 開館時間は、
平日 午前8:30～午後5:00
ただし、学校行事等により変更する場合がある。
- 3 図書館資料の利用・閲覧をする時は、館内で必要な手続き後活用する。
- 4 館外貸し出しについては、図書館規則によるものとする。

異常気象時等の登校について

1 警報発令時の対応

- (1) 京都府南部(京都・亀岡)に「暴風」「大雪」「特別」警報が発令されているときは次のとおりとする。
 - ① 午前6時までに上記の警報が解除されたときは、平常授業とする。
 - ② 午前8時までに上記の警報が解除されたときは、3限より授業を行う。
 - ③ 午前8時までに上記の警報が解除されないときは、休校とする。
- (2) 京都府南部(京都・亀岡)以外に居住する者で、その居住地域に上記の警報が発令されている場合は、自宅待機とし、
午前8時までに解除され次第速やかに登校する。午前8時までに解除されない場合は、公遅刻、公欠扱いとする。
- (3) 考査期間中は、午前6時までに上記の警報が解除されないときは、考査を順延する。
- (4) 上記の警報で休校となった場合、後日振替授業を行うことがある。
- (5) 上記以外は、適宜指示する。

2 大規模地震発生(交通機関の大幅な乱れ)の場合

学校周辺及び自宅周辺において大規模地震が発生した場合、周囲の状況などから危険性があると思われる場合は、安全を第一に考え登校を見合わせる。その場合は、授業に出席できなくても遅刻又は欠席扱いとしない。学校長の判断により臨時休校とすることもある。

交通機関のストライキに伴う措置

- 1 京都市営交通、阪急電車、JRのいずれかがストライキのときは次のとおりとする。
 - (1) 午前6時までにストライキが解決したときは、平常授業とする。
 - (2) 午前8時までにストライキが解決したときは、3限より授業を行う。
 - (3) 午前8時以降もストライキが未解決のときは、休校とする。
- 2 その他交通機関がストライキのため授業に出席できなくても、遅刻又は欠席扱いとしない。

証明書の交付

証明書の発行を希望する時は事務室備え付けの交付申請書に記入して、事務室に願い出てください。受取の際は生徒証を事務室に呈示してください。

| 証明書 | 日本文 | | 英文 | |
|---------|-------|------|-----------|-----|
| | 手数料 | 交付日 | 手数料 | 交付日 |
| 成績証明書 | 400 円 | 3日後 | 600 円 | 3日後 |
| 在学証明書 | 300 円 | 翌日 | 400 円 | 3日後 |
| 卒業証明書 | 300 円 | 翌日 | 400 円 | 3日後 |
| 調査書 | 400 円 | 1週間後 | 英文はありません。 | |
| 卒業見込証明書 | 300 円 | 翌日 | 400 円 | 3日後 |
| 校長推薦書 | 300 円 | 3日後 | 600 円 | 3日後 |
| 単位修得証明書 | 400 円 | 3日後 | 600 円 | 3日後 |

通学定期券の購入方法

現住所の最寄り駅から本校の最寄り駅までの、通学を目的とする最短距離に限り購入することができます。直接定期券販売窓口で、各交通機関所定の定期券購入申込書に必要事項を記入し生徒証裏面の「通学証明書」を呈示して購入してください。

学生運賃割引証(学割証)

JR各社を利用する場合、片道 100 kmを超える場合は、片道乗車券の運賃(特急料金などは対象外)が2割引きになります。乗車券1枚につき学割証1枚が必要となります。必要とする時は事務室備え付けの申込書に記入し、事務室に申し込みをしてください。発行は翌日となります。受取の際は、生徒証を呈示してください。

制服等各種物品の追加購入

制服販売業者は、株式会社京都外大パートナーズ(5号館)です。

購入サイトより追加で購入したい商品を選択し、クレジットカード決済またはコンビニ払いで支払いを完了させてください。支払いの確認ができ次第、購入時に登録したメールアドレスに連絡がありますので放課後から 16:30 までに京都外大パートナーズで商品を受け取ってください。

購入サイトに掲載されていない採寸が必要な商品は、採寸を行い購入する事ができます。商品代金は、到着したときに代金引換でお支払いください。

(採寸が必要な商品の代金引換手数料・カード払い手数料・送料は、京都外大パートナーズが負担します。)

学校への各種届出

学籍異動及び各種申請、住所等の変更があった場合、以下の指定書式を速やかに学校へ提出してください。

1 学籍を異動する時

本学を退学する場合は「退学願」、転学する場合は「転学願」、休学する場合は「休学願」をクラス担任と相談のうえ必要書類を提出してください。休学後復学する場合は「復学願」を提出する必要があります。

また、私費留学をする場合は「留学許可願」、交換留学と減免による留学をする場合は「留学届」をクラス担任を通じて提出してください。

2 生徒証・シューズロッカー鍵を紛失した時

生徒証の場合は事務室備え付けの「生徒証再交付願」に必要事項を記入のうえ、手数料を添えて事務室へ提出してください。

シューズロッカー鍵の場合はクラス担任へ報告し、「鍵再交付願」に必要事項を記入のうえ、再交付手数料を添えて事務室へ提出してください。

3 住所・生徒の氏名や保護者などを変更した時

学校の事務処理や、就学支援金などの手続きに影響することもありますので、速やかに「変更届」を事務室に提出してください。

4 自転車通学を希望する時

「自転車通学許可願」を提出する必要があります。必要書類を受け取り、提出時に登録ステッカー(費用 100 円)を受け取ってください。書類提出時には、別途保険証券(写し)を提出する必要があります。

5 登下校中・授業中・部活動中に怪我をした時

学校の管理下で「怪我」などをした時に保護者の皆様に対して災害共済給付金(日本スポーツ振興センター)を支払う制度があります。怪我をした場合は、速やかに怪我の報告を保健室へ行き、必要書類を受け取って、申請してください。ただし、「怪我」などをした後2年を経過した場合は、給付金の申請はできません。

6 指定の制服以外で登校する時

クラス担任に相談のうえ、指定の「異装許可」を生活指導部に提出してください。

7 アルバイトについて

原則として禁止です。

(ただし特別な理由がある場合は、クラス担任に相談のうえ、指定の「アルバイト許可願」を生活指導部に提出してください。)

8 自動車教習所について

原則として、バイク・自動車の免許取得は禁止です。

(ただし特別な理由がある場合は、クラス担任に相談のうえ、指定の「自動車教習許可願」を生活指導部に提出してください。)

9 見学する時

クラス担任もしくは該当教科の先生へ連絡してください。

10 遅刻する時

さくら連絡網の場合は、午前8時40分までに、電話の場合は、午前8時から午前8時30分の間に学校へ連絡してください。

11 欠席・早退する時

(1) さくら連絡網の場合は、午前8時40分までに、電話の場合は、午前8時から午前8時30分の間に学校へ連絡してください。

(2) インフルエンザ等による出席停止の場合、完治して登校する際に「学校感染症報告書」をクラス担任を通じて提出してください。

インフルエンザに罹患した場合は、学校保健安全法第 19 条の規定により、欠席扱いにはならず、出席停止となります。発症した後(発熱の翌日を1日として)5日を経過し、かつ解熱した後2日経過するまでが出席停止期間となります。罹患した場合は、医師に指示された自宅療養期間中は、外出を控え家庭で療養するようにしてください。ただし症状により医師に感染の恐れがないと認められた場合にはこの限りではありません。

「学校感染症報告書」は本校ウェブページよりダウンロードできますが、医療機関の診断書(「生徒名」「疾患名」「出席停止期間」「医師の署名・印」等が必要)でも問題ありません。

(3) 定期考査中に休む場合

「学校感染症報告書」または「診断書」(傷病の場合)をクラス担任を通じて提出してください。

(4) 忌引きで休む場合

生徒の親族が死亡した時は忌引き扱いとなりますのでその旨クラス担任に連絡してください。下記の基準に基づき特別欠席(忌引き)が認められます。指定の書類はありません。

| | |
|-------------|----|
| 1 父母 | 6日 |
| 2 祖父母・兄弟姉妹 | 3日 |
| 3 曾祖父母・伯叔父母 | 1日 |
| 4 その他同居親族 | 1日 |

京都外大西高等学校生徒会規約

前 文

本会は、学校法人京都外国語大学京都外大西高等学校の建学の精神に基づく私たち生徒のよき学習の場である。私たちは自ら、学校生活を豊かにするために組織された生徒会を通じて自主的な活動を行うものである。ここに京都外大西高等学校の生徒を基盤とする民主的な生徒会を結成し、より有意義な学校生活を自らの手で体得するためにこの規約を制定する。私たちは本会の発展のためにその能力と誠意を結集し、不断の努力を尽くすことを宣言する。

第1章 名称

第 1 条 本会は京都外大西高等学校生徒会と称する。

第2章 目的

第 2 条 本会は本校の教育方針である不撓不屈の建学の精神に則り、会員の主体的な企画運営による自主的な活動を通して学校生活の向上を図り、豊かな人間性を培うことを目的とする。

第 3 条 本会は前条の目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 個人の自主性と独創性を養うための活動。
- (2) 学校生活の充実や改善向上を図る活動。
- (3) 学校行事・生徒会行事などを積極的に行うための活動。
- (4) 国際的な感覚を身につける活動。
- (5) その他目的達成のために必要な活動。

第3章 会員及び顧問

第 4 条 本会は京都外大西高等学校生徒全員をもって組織する。

第 5 条 本会は本校教職員を顧問とし、生徒会活動に関して助言と指導を受ける。

第 6 条 会員は次のような権利と義務を有する。

- (1) 本会の活動に参加協力し、決定事項を守る義務。
- (2) 会費納入の義務。
- (3) 生徒総会の開催要求及び議案提出の権利。
- (4) 選挙権・被選挙権

第4章 機関

第 7 条 本会には次の議決機関を置く。

- (1) 生徒総会
- (2) 代表委員会

第 8 条 本会には次の執行機関を置く。

- (1) 執行部会
- (2) 専門部会

第 9 条 本会の運営は執行部会が行う。

第 5 章 生徒 総 会

第10条 生徒総会は本校全生徒で構成される本会の最高議決機関である。

第11条 生徒総会は1年に1回開かれることを原則とするが、次の場合には臨時に開催することができる。

- (1) 会長が必要と認めた場合。
- (2) 全校生徒の5分の1以上の要求があった場合。

第12条 生徒総会の議長(1名)・副議長(1名)・書記(1名)は、代表委員会または生徒総会で、執行部役員を除いた生徒の中から選出し、これにあたる。

第13条 生徒総会は次の事項について審議、決定する。

- (1) 本会会則の改正及び細則に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 代表委員会より提出された議案に関すること。
- (4) その他必要な事項。

第14条 生徒総会は会員総数の3分の2以上の出席で成立し、議決は出席会員の過半数の賛成を必要とする。

第6章 代表委員会

第15条 代表委員会は生徒総会に次ぐ議決機関である。

第16条 代表委員会は次の役員で構成される。

- (1) 各ホームルームで選出された専門委員(学級、企画、広報、交流、体育、文化、図書委員)
- (2) 各クラブ・同好会の代表者1名
- (3) 執行部役員

第17条 代表委員会の議長(1名)副議長(1名)・書記(1名)は、執行部役員を除いた代表委員の中から互選する。

第18条 代表委員会は月1回行うことを原則とする。ただし議長が必要と認めた場合は臨時に開催される。また構成役員の3分の1以上の要求があったとき、議長はこれを招集しなければならない。

第19条 代表委員会は構成役員の3分の2以上の出席により成立する。

第20条 議決は出席役員の過半数の賛成を必要とする。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

第21条 代表委員会は次の事項を処理する。

- (1) ホームルーム・クラブの意志を総括し審議する。
- (2) 執行部の提案を審議し議決する。

第7章 執行部会

第22条 執行部会は、本会の最高執行機関として会の運営を行う。

第23条 執行部会は別に定める選挙規約によって選出される次の役員によって構成する。

- (1) 会長1名 本会を代表し、会務を処理する。
- (2) 副会長1名 会長を補佐し、会長不在の場合はその任務を代行する。
- (3) 会計1名 本会の財務を処理し、年度末には会計報告を行う。
- (4) 各専門部部長6名 各専門部の代表として部の運営を行う。

第24条 執行部会は次の任務を行う。

- (1) 本会活動の企画運営。
- (2) 生徒総会・代表委員会における決議事項の執行。
- (3) 予算案の作成と決算報告。
- (4) その他本会の執行上必要な議案の作成。

第 8 章 専 門 部 会

第 25 条 専門部会は、各ホームルームより選出された部員をもって構成し、その代表には執行部役員の各部長がこれにあたる。

第 26 条 専門部会として次の部を置く。

- (1) 総務部 本会の自主的活動の促進。各ホームルームとの連絡調整。
- (2) 広報部 会誌の編集発行や広報宣伝活動。
- (3) 交流部 渉外活動全般。
- (4) 文化部 文化活動の促進・実施。文化系クラブとの連絡調整。西高祭の計画・運営。
- (5) 体育部 体育活動の促進・実施。体育系クラブとの連絡調整。
- (6) 企画部 本会の活動を促進する行事の企画・立案・情報収集。

第9章 クラブ・同好会活動

第 27 条 クラブ・同好会は部員によって構成され、生徒は自分の希望するクラブ・同好会に属することができる。

第 28 条 各クラブの部長・副部長、同好会の代表は部員の互選などによって定める。

第 29 条 クラブ・同好会の運営は各クラブ・同好会に一任されるが、相互に協力し、積極的な活動によって本会の目的達成に努める。

第 30 条 クラブには生徒会より必要な経費の一部が援助される。また、同好会にはその育成のため必要と認めた場合には一定額が援助される。

第 31 条 クラブ・同好会は、毎年2回、4月と11月に活動報告書を執行部に提出しなければならない。

第 32 条 同好会の新設・クラブへの昇格に関しては次の通り定める。

(1) 同好会の新設

- イ 5名以上の会員数があること。
- ロ 活動主旨・内容・活動日・場所・顧問名・会員名簿を明示した願出書を提出すること。
- ハ 執行部会の承認を得、学校の許可を必要とする。

(2) クラブへの昇格

- イ 10名以上の部員数があること。
- ロ 同好会としての活動実績が2年以上あること。
- ハ 活動主旨・内容・活動日・場所・顧問名・会員名簿を明示した願出書を提出すること。
- ニ 執行部会・代表委員会の承認を得、学校の許可を必要とする。

第 33 条 クラブ・同好会の廃止に関しては次の通りに定める。ただし、決定については執行部会・代表委員会で審議し、学校の許可を必要とする。

- (1) クラブ・同好会が著しく本会の目的に反した活動をしたとき。
- (2) 1年以上活動のないとき。

第 34 条 文化系クラブ・同好会は文化部、体育系クラブ・同好会は体育部の専門部会とそれぞれ連絡調整を行う。

第 10 章 執行部役員の選挙と任期

第 35 条 執行部役員の選挙に関しては選挙規約に別に定める。

第 36 条 執行部役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

第 37 条 何等かの理由によって執行部役員に欠員が生じた場合、1カ月以内に補欠選挙を行う。

第11章 会計及び会計監査

第38条 本会の経費は全会員の入会金、会費及びその他をもってあてる。

第39条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第40条 本会の会計報告は年度末または必要に応じて行う。

第41条 本会の会計監査は、執行部役員を除いた代表委員より選出された監査委員2名がこれにあたる。

第42条 会計監査委員は、年度末に執行部会計より提出する決算を監査し、その結果を全会員に報告しなければならない。

第12章 改正

第43条 本会則の改正は代表委員会でこれを発議し、生徒総会において議決されなければならない。

第13章 付則

第44条 本会則は平成7年4月1日からこれを施行する。

生徒会選挙規約

第1章 選挙権、被選挙権

第1条 本会会員はすべて選挙権、被選挙権を有する。

第2章 選挙管理委員会

第2条 本会内に選挙管理委員会(以下「委員会」とする)を設け、一切の選挙に関する事務を行う。

第3条 各ホームルームより1名ずつ選挙管理委員(以下「委員」とする)を選出し、委員会を構成する。

第4条 選挙管理委員長及び副委員長は委員の中から互選する。

第5条 委員は選挙が公明かつ適正に行われるよう、又選挙に関する関心が高まるように努めなければならない。

第6条 委員は被選挙権を有しない。又選挙運動をすることもできない。

第7条 委員会は選挙期日及び立候補の届出期日を公示しなければならない。

第8条 委員会は立候補の届出を受け付け、その氏名を公示し、期日を定めて全立候補者の立会演説会を開催しなければならない。

第3章 立候補、選挙運動

第9条 立候補しようとする者は、委員会で定める期日までに届け出なければならない。

第10条 立候補者の選挙運動は次に従い認める。これに違反した場合は失格とする。

(1) 選挙運動の期間は投票日の1週間前から前日までとする。

(2) 選挙運動は校内に限る。

(3) 授業時間中に運動をしてはならない。

(4) ポスターの掲示、立会演説会の要項は委員会が指定、決定したものに従う。

(5) 買収、強制、本会会員以外による選挙運動、他の立候補者を非難した言動や行動は禁止する。

第4章 投票、開票

第11条 選挙は投票により行う。投票は無記名一人一票とする。

第12条 投票は委員会が定めた用紙によらなければならない。但し、次のものは無効とする。

- (1) 白票
- (2) 氏名判別が不可能なもの
- (3) 記名間違いなど

第13条 投票は委員の管理のもと各ホームルームごとで行う。開票は委員会で行い、当日中に結果を公示しなくてはならない。

第14条 当選人を定めるにあたって得票数が同じである場合は決選投票によって定める。

第15条 立候補者が定数の場合は信任投票を行い、過半数の投票を得れば当選とする。

第16条 立候補者が定数に満たない場合は、委員会は以下の調整を行う。

- (1) 既に立候補している者については信任投票を行う。
- (2) 期日を改め、(1)とは別に選挙及び投票を行う。

第5章 補欠選挙

第17条 執行部役員に欠員が生じた場合は1カ月以内に補欠選挙を行う。

第6章 罰則

第18条 本則及び委員長の指令に反した者のある場合は、その選挙におけるその者の選挙権と被選挙権を認めない。

第7章 リコール

第19条 選挙人は、全校生徒数の5分の1以上の署名を代表委員会に提出することで生徒会執行部員をリコール請求することができる。

第20条 リコール請求が認められた場合、委員会は直ちに投票を行い、全校生徒の過半数の不信任があればリコールが成立する。

第8章 付則

第21条 本則の改正は生徒総会で過半数の賛成を得て成立する。

第22条 本則は、平成6年11月14日から施行する。

生徒コンピュータ利用の心得

1 生徒禁止事項は次の通りとする。

- (1) 生徒のみ(監督教員等不在)での利用。
 - (2) コンピュータ設置場所での飲食、ミーティング等。
 - (3) 公序良俗(社会の普遍的道德観)や法令に違反する行為を目的とした利用。
 - (4) 犯罪に結びつく行為。
 - (5) 他人の知的所有権や著作権を侵害する行為。
 - (6) 他人の財産・プライバシー権を侵害する行為。
 - (7) 他人に不利益を与える行為。
 - (8) 他人を誹謗中傷する行為。
 - (9) 本校のネットワーク管理業務を妨げる行為(システム設定の変更を含む)。
 - (10) ソフトウェアのダウンロード及びインストール。
 - (11) チェーンメール等の迷惑行為。
 - (12) コンピュータ及びネットワークシステムの破壊行為。
 - (13) 個人に関する情報(氏名・生年月日・住所・電話番号・顔写真等)の発信。
 - (14) 使用権の無いコンピュータへのアクセス等、ネットワークの正常運用を阻害する行為。
 - (15) 他人のIDでのコンピュータ利用及び自分のIDを他人に使用させる行為。
 - (16) 有害サイト等、高校生にふさわしくない接続先へのアクセス。
 - (17) 有料データベースの利用及びオンラインショッピングの利用。
 - (18) アンケートや懸賞への応募。
 - (19) その他、教職員の指導に従わない行為。
- 以上、遵守できない場合、ユーザーIDを抹消する。

クラブ活動心得

目 的

クラブ活動を行う生徒は本校校則を遵守し、礼節を尊び校訓の示す「強く正しく明るく」に則り、常に部員としての自覚を持ち、その責任を果たし、全ての生徒の模範となるよう自己研鑽に努める。

体育、文化活動を通じて技能を磨き、知識教養を身につける。

規 則

1 クラブ活動は学校の指導方針に従い、部長又は顧問の指示を守る。

2 活動並びに練習の場所

- (1) 活動は学校の指定する場所で行う。
- (2) 学校の指定する場所以外で活動の必要が生じたときは部長、又は顧問の指導のもとに、校長の指示に従う。

3 活動の心得

(1) 活動時間は学校の規定する時間内に効果的に行えるよう計画をたてる。

活動時間は原則として放課後から午後6時までとする。ただし、止むを得ず規定時間を超える場合は必ず部長、又は顧問の指導を受ける。

(2) 対外試合などを希望する場合は、予め顧問、又は部長を通じて学校長の許可を受ける。

(3) 各部は部長、又は顧問の指導のもとに部則を作成する。

- ① 特に会計責任者、部費の金額、徴収方法などを部則に記載する。
- ② 活動の現況、金銭の出納については部長、又は顧問に報告し、指示を受ける。
- (4) 入退部の手続きは学校所定の入退部願を、本人・保護者署名捺印のうえ、担任を通じ、部長、又は顧問に報告し、指示を受ける。
- (5) 入部勧誘の際に脅迫的、強制的言動を行ったり、退部者に懲罰を課したりしてはならない。
- (6) 学校諸行事並びに対外試合等について学校長が正当と認めた場合は公欠許可を与えるが、部長、又は顧問の指導のもとに公欠許可証の交付を受ける。
- (7) 考査開始1週間前から考査終了日の前日までクラブ活動は中止する。ただし、止むを得ない理由でクラブ活動を継続するときは部長、又は顧問を通じて学校長の許可を受ける。
- (8) 傷病事故の時は速やかに応急手当をほどこし、部長、顧問、又は日直教員に連絡し、校長の指示を受ける。

クラブボックス・道場等使用上の心得

1 割 当

- (1) クラブボックス及び道場などは共同の学習の場である。
- (2) 割り当て許可を受けたクラブはクラブボックス・道場等使用心得に従い、所定の手続きを取り使用する。

2 クラブボックス・道場等の使用と管理

(1) 使用

- ① クラブボックス・道場等の使用許可を受けた場合は大切に使用する。
- ② クラブボックス・道場等は、当該クラブ員以外の入室を厳禁する。
- ③ クラブボックス・道場等に金銭など貴重品を絶対に置いてはならない。
- ④ クラブボックス・道場等に保管する物品にはクラブ名・学年・組・氏名等を明記する。
- ⑤ 清掃は毎日放課後、クラブごとに当番を決めて行う。
- ⑥ 活動・練習後はクラブボックス・道場等の整頓を完全にし、必ず施錠する。
- ⑦ クラブボックス・道場内の火気使用は厳禁する。

(2) クラブボックス・道場等の管理

- ① クラブボックス・道場等には学校が指定する箇所に指示された様式により下記事項を明示された名札を掲げる。
クラブの正式名称など
- ② クラブボックス・道場等を破損した場合は口頭並びに報告書をもって部長、又は顧問を経て校長に届け出て、即日修繕するか、弁償する。

賞 罰

- 1 年間を通じて、本規定を忠実に実践し、活動成績優秀な部員は表彰する。
- 2 本規定に違反し、反省しない部については解散、活動停止、クラブボックス・道場などの返還を命じる。